

政令第二百六十六号

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空機燃料譲与税法施行令（昭和四十七年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、広島西飛行場」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この政令による改正後の第一条の規定は、平成二十五年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、平成二十四年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

理由

航空機燃料譲与税の譲与に係る公共の飛行場について、広島西飛行場の指定を解除する必要があるからである。